

石巻地区広域行政事務組合告示第15号

石巻地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年石巻条例第1号）の規定に基づき、本組合職員の任免、給与の状況、勤務時間、休暇などの状況及び公平委員会の業務に係る宮城県人事委員会からの報告について次のとおり公表します。

令和5年12月15日

石巻地区広域行政事務組合
理事長 石巻市長 齋藤正美

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

ア 採用者の状況

令和4年度に採用した一般職の職員の状況は、次のとおりです。

区 分	採用者数	備 考
一般行政職		
一般行政職（再任用）	1人	フルタイム1人
労 務 職		
労 務 職（再任用）	5人	フルタイム5人
消 防 職	7人	
消 防 職（再任用）	6人	短時間6人
計	19人	

イ 職員の退職に関する状況

令和4年度に退職した一般職の職員の状況は、次のとおりです。

区 分	定年退職	勸奨退職	死亡退職	自己都合退職	任期満了	その他	合計
一般行政職					1人		1人
労 務 職	1人				5人		6人
消 防 職	5人	1人		5人	6人		17人
計	6人	1人	0人	5人	12人	0人	24人

ウ 派遣職員の状況

(ア) 派遣した職員

令和4年度に石巻地区広域行政事務組合から他団体等に派遣した職員の状況は、次のとおりです。

派 遣 先	一般行政職	労 務 職	消 防 職
総務省消防庁			1人
宮城県			4人
原子力規制委員会			1人
石巻市	4人	3人	2人
計	4人	3人	8人

(注) 原子力規制委員会への派遣は割愛派遣です。

(1) 派遣された職員

令和4年度に他団体等から石巻地区広域行政事務組合に派遣された職員の状況は、次のとおりです。

派遣元	一般行政職	労務職	消防職
石巻市	9人		

(2) 職員数の状況

令和4年4月1日現在の任命権者ごとの職員の条例定数及び職員数の状況は、次のとおりです。

区分	条例定数	職員数
理事会の事務部局	57人	47人
監査委員の事務部局	1人	1人
消防の事務部局	357人	343人
計	415人	391人

(注) 臨時・非常勤・短時間勤務職員、会計年度任用職員及び他団体へ派遣している職員は含まれません。

2 職員の人事評価の状況

職員の昇任その他人事管理の基礎とするため、平成28年度から能力・実績に基づく人事評価制度を実施しています。基本的に全ての一般職員を対象としており、評価の種類は、業績評価及び能力評価となっています。本人参加型の評価制度とするため、評価者の評価前に職員が自己申告を行っています。

人事評価制度は、業務目標の達成度や顕在化した能力を適正に評価することで、職員が自身の強み・弱みを自覚し、自己実現の達成に向けた職務に必要な能力の向上が図られるようになるなど、人材育成と組織体制の強化の面で高い効果が期待されます。このことから、高い住民サービスの提供につなげるためのマネジメントツールの一つとして活用されています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

区分	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和3年度の 人件費率
令和4年度	千円 6,148,094	千円 160,092	千円 3,184,715	% 51.8	% 51.9

(注) 人件費には、特別職に支給される報酬等が含まれます。

(2) 給与費の状況

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和4年度	人 400	千円 1,490,327	千円 359,164	千円 594,808	千円 2,444,298	千円 6,111

(注) 1 職員手当には、退職手当組合負担金は含まれません。
2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。
3 職員数及び給与費には、会計年度任用職員は含まれません。
4 単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43歳 9月	324,387 円	367,603 円
労 務 職	58歳 6月	272,313 円	284,038 円
消 防 職	36歳11月	310,052 円	375,960 円

(注) 1 「平均給料月額」は、令和4年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」は、給料月額に毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当を合計したものの平均です。

(4) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		石巻地区広域行政事務組合	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	185,200 円
	短大卒	167,100 円	167,100 円
	高校卒	154,600 円	154,600 円
消 防 職	大学卒	212,000 円	—
	短大卒	191,700 円	—
	高校卒	174,500 円	—

(5) 一般行政職、技能労務職及び消防職の級別職員数等の状況（令和4年4月1日現在）

ア 一般行政職

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	前年の構成比
1 級	主事	2 人	4.8%	9.5%
2 級	主事	4 人	9.5%	4.8%
3 級	係長・主査・主任主事	13 人	30.9%	28.6%
4 級	課長補佐・主幹	8 人	19.0%	26.2%
5 級	課長補佐・主幹	10 人	23.8%	19.0%
6 級	課長・副参事	2 人	4.8%	7.1%
7 級	次長・参事	2 人	4.8%	2.4%
8 級	局長	1 人	2.4%	2.4%
合計		42 人	100.0%	100.0%

イ 労務職

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	前年の構成比
1 級	清掃技手・業務員		0.0%	0.0%
2 級	清掃技手・業務員	4 人	50.0%	50.0%
3 級	清掃技手・業務員		0.0%	0.0%
4 級	清掃技手・業務員	1 人	12.5%	12.5%
5 級	主任清掃技手・主任業務員	3 人	37.5%	37.5%
合計		8 人	100.0%	100.0%

ウ 消防職

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	前年の構成比
1 級	消防士	108 人	30.9%	31.4%
2 級	消防士長・消防副士長	18 人	5.1%	5.1%
3 級	消防士長	78 人	22.3%	23.9%
4 級	消防司令補	68 人	19.4%	18.5%
5 級	消防司令	45 人	12.9%	12.5%
6 級	消防司令長	27 人	7.7%	7.1%
7 級	消防監	5 人	1.4%	1.2%
8 級	消防正監	1 人	0.3%	0.3%
合計		350 人	100.0%	100.0%

(6) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

石巻地区広域行政事務組合	国
1人当たりの平均支給額（令和4年度） 1,476 千円	—
[令和4年度支給割合] 期末手当 2.40 月分 (1.35 月分) 勤勉手当 2.00 月分 (0.95 月分)	[令和4年度支給割合] 期末手当 2.40 月分 (1.35 月分) 勤勉手当 2.00 月分 (0.95 月分)
[加算措置の状況] 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

石巻地区広域行政事務組合			国		
[支給率]			[支給率]		
区分	自己都合	勸奨・定年	区分	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
・その他の加算措置 定年前早期退職特例 2%～20%加算 ・1人当たり平均支給額 自己都合等 5,299 千円 勸奨・定年 21,145 千円			・その他の加算措置 定年前早期退職特例 3%～45%加算		

(注) 1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給対象地域	支給対象職員数	支給率	
		石巻地区広域行政事務組合	国の制度
東京都特別区	2人(2人)	20%	20%
宮城県仙台市	6人(3人)	6%	6%
支給実績（令和4年度決算）		2,977千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		372,181円	

（注）（ ）内は経過措置対象の職員で内数であり、経過措置対象職員の支給割合は、国の制度と同様、異動の日から2年間、1年目は異動の日の前日に在勤していた地域等に係る支給割合、2年目は1年目の支給割合に80/100を乗じて得た支給割合により支給しています。

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日）

手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
消防業務手当	消防職員	出動指令により緊急車両を運転したとき	1日につき 300円
		教養訓練及び人員補充のため招集され、訓練及び勤務に従事したとき ※1	1回につき 3,800円 [潜水業務の場合] 1回につき 4,200円
		潜水業務を行ったとき	1回につき 400円
		救急の業務に従事する者が傷病者を収容したとき	1回につき 100円
		救急救命士の資格を有する者が厚生労働省令で定める救急救命処置を行ったとき ※2	1回につき 1,000円
		災害の防御活動に従事したとき	1回につき 150円
		交替制勤務を正規の勤務としている者が、深夜に通信勤務、監視勤務等の深夜勤務に従事したとき ※3	1勤務につき 250円
		消防本部職員で災害情報連絡等のための業務に従事したとき	1勤務につき 5,900円
防疫等作業手当	消防職員	新型コロナウイルス感染症の患者又は感染が疑われる患者を病院等の施設へ収容するため、救急車で搬送したとき	1日につき 4,000円
	全職員	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業に従事したとき	1日につき 1,000円
支給実績（令和4年度決算）		28,786千円	

支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	99千円
職員全体に占める手当支給職員の割合	71.3%

- (注) 1 勤務時間が4時間までをもって1回とし、4時間を超えるごと1回とみなす。
2 1人の患者に複数の救急救命措置を行った場合でも1回とみなす。
3 深夜勤務時間が2時間以上をもって1勤務とする。

オ 時間外勤務手当

区 分	理事会の 事務部局	監査委員の 事務部局	消防の 事務部局
支給実績（令和4年度）	6,907千円	49千円	72,482千円
支給職員1人当たりの 平均支給年額（令和4年度）	223千円	49千円	215千円
支給実績（令和3年度）	7,269千円	63千円	72,460千円
支給職員1人当たりの 平均支給年額（令和3年度）	186千円	63千円	215千円

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

区分	内 容	国の 制度 との 同異	国の 制度 と異 なる 内容	支給実績 （令和4年 度決算）	支給職員1 人当たり平 均支給年額 （令和4年 度決算）
扶養 手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同	—	千円 65,119	円 264,709
住居 手当	<ul style="list-style-type: none"> ・月額27,000円以下の家賃を支払っている場合 家賃の月額から16,000円を控除した額 ・月額27,000円を超える家賃を支払っている場合 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（限度額17,000円）に11,000円を加算した額 	同	—	千円 19,086	円 307,837
通勤 手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 ・交通用具利用者（交通用具のみ） <ul style="list-style-type: none"> 片道2km以上5km未満 2,000円 片道5km以上10km未満 4,200円 片道10km以上15km未満 7,100円 片道15km以上20km未満 10,000円 片道20km以上25km未満 12,900円 片道25km以上30km未満 15,800円 片道30km以上35km未満 18,700円 片道35km以上40km未満 21,600円 片道40km以上45km未満 24,400円 片道45km以上50km未満 26,200円 片道50km以上55km未満 28,000円 片道55km以上60km未満 29,800円 片道60km以上 31,600円 	同	—	千円 34,611	千円 92,050

(7) 特別職の報酬の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		報酬額
報酬（年額）	理事長	189,000 円
	副理事長	126,000 円
	理事	105,000 円
	議長	114,000 円
	副議長	94,000 円
	議員	88,000 円
	監査委員（識見者）	87,000 円
	監査委員（議員選出）	22,000 円
報酬（日額）	介護認定審査委員（合議体の長）	16,000 円
	介護認定審査委員（その他の委員）	14,000 円
	情報公開・個人情報保護審査会委員及び専門委員	9,500 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間及び休憩時間の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	1週間当たりの勤務時間	始業	終業	休憩時間
一般行政職 技能労務職	38時間45分 (1日7時間45分)	午前8時30分	午後5時	正午から 午後0時45分まで
消防職 (毎日勤務)	38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から 午後1時まで
消防職 (隔日勤務)	38時間45分	午前8時30分	翌日 午前8時30分	正午から 午後1時まで
				午後10時から 午後10時30分まで
				午後10時30分から 午前5時まで

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和4年度中）

区 分	総付与日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
理事会の事務部局	1,753 日	47 人	14日5時間15分	39.35%
監査委員の事務部局	40 日	1 人	9日2時間45分	23.39%
消防の事務部局	14,036 日	355 人	13日0時間44分	33.12%
合計（平均）	15,829 日	403 人	13日2時間6分	33.79%

(3) 特別休暇制度の状況（令和4年4月1日現在）

休暇の種類	付与日数・期間
選挙権その他の公民権の行使	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間
骨髄移植のための骨髄等の提供希望者としての登録の申出又は提供に伴い必要な検査、入院等	必要と認められる期間
ボランティア活動	一の年度において5日以内
結婚する場合	連続する7日以内
不妊治療に係る通院等	一の年度において5日以内（体外受精その他の理事長が定める不妊治療の場合は10日）
妊娠に起因する障害（つわり）	10日以内で必要と認められる期間
妊娠中の通勤混雑緩和	1日を通じて1時間を超えない範囲
母子保健法による保健指導又は健康診査	必要と認められる期間
妊娠中の健康保持のための休息又は捕食	必要と認められる期間
妊娠12週間未満の流産	10日以内で必要と認められる期間
産前休暇	産前8週間以内 （多児妊娠14週間以内）
産後休暇	産後8週間
生後満1歳に達しない子の育児	1日2回各1時間の範囲
生理日において業務困難な場合	2日以内
妻の出産（出産予定日14日前から出産後14日の間）	2日以内
妻が出産する場合で子を養育するとき	5日以内
小学校就学前の子の看護	一の年度において5日以内（小学校就学前の子が2人以上の場合は10日）
3歳に達する日以後の最初の3月31日までの子の健康診査、予防接種等の介助	必要と認められる期間
日常生活を営むのに支障がある者の介護	被介護者ごとに一の年度において5日以内
親族が死亡した場合	死亡した親族に応じ1日から10日まで
父母、配偶者、子の追悼のための特別な行事	1日以内
夏季における心身健康維持増進等	7月から9月までの期間に5日
災害、交通機関等の事故時の不可抗力	必要と認められる期間
結核性疾患による勤務軽減	必要と認められる期間
通信教育等の面接授業への出席	必要と認められる期間
職務遂行に必要な資格試験等を受ける場合	必要と認められる期間
国、県、市町村その他公共団体からの表彰	必要と認められる期間
公共団体主催の運動競技会への選手又は役員	必要と認められる期間
職務に関連がある海外視察、派遣団への参加	必要と認められる期間
その他任命権者が特に必要と認める場合	承認を得た期間

(4) 職員の休業の状況（令和4年度）

ア 育児休業等取得の状況

区 分		育児休業取得者数		部分休業取得者数		育児短時間勤務取得者数	
		取得可能者	取得者	取得可能者	取得者	取得可能者	取得者
理事会の 事務部局	男性 職員			2人	0人	2人	0人
	女性 職員						
監査委員の 事務部局	男性 職員						
	女性 職員						
消防の 事務部局	男性 職員	53人	3人 (3人)	92人	0人	92人	0人
	女性 職員	1人	1人	2人	0人	2人	1人 (1人)
計	男性 職員	53人	3人 (3人)	94人	0人 (0人)	94人	0人 (0人)
	女性 職員	1人	1人 (0人)	2人	0人 (0人)	2人	1人 (1人)

(注) ()内は、令和4年度に新規で取得した者の人数で内数です。

イ 自己啓発等休業

区 分	取得者数
理事会の事務部局	
監査委員の事務部局	
消防の事務部局	
計	0人

ウ 配偶者同行休業

区 分	取得者数
理事会の事務部局	
監査委員の事務部局	
消防の事務部局	
計	0人

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、勤務実績不良の場合、心身の故障の場合、その職に必要な適格性を欠く場合等において、公務能率の維持及び適正な行政運営の確保を図るために行われる処分です。

令和4年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

区 分	降任	免職	休職	降給	計
理事会の事務部局	0人	0人	1人	0人	1人
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			1人		1人
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定めた事由による場合					
監査委員の事務部局	0人	0人	0人	0人	0人
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合					
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定めた事由による場合					
消防の事務部局	0人	0人	1人	0人	1人
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			1人		1人
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定めた事由による場合					
合 計	0人	0人	2人	0人	2人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠った場合又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合において、職場の秩序を維持し、回復を図るために行われる処分です。

令和4年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
理事会の事務部局	0人	0人	0人	0人	0人
法令に違反した場合					
職務上の義務違反又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合					
監査委員の事務部局	0人	0人	0人	0人	0人
法令に違反した場合					
職務上の義務違反又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合					
消防の事務部局	0人	0人	1人	0人	1人
法令に違反した場合					
職務上の義務違反又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合			1人		1人
合 計	0人	0人	1人	0人	1人

6 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

職務専念義務は、次の場合に限り免除されます。

- ア 研修を受ける場合
- イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ウ 特別職又はほかの地方公共団体の職を兼ね、従事する場合
- エ 行政の運営上特に必要な団体の役職員の職に従事する場合
- オ 措置要求等をし、及びその審査のため出頭を求められた場合
- カ その他、理事会が認めた場合

7 職員の退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

地方公務員法第38条の2の規定により、職員が離職後、営利企業等の地位に就いた場合、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関等の組織に対し、営利企業等との間で締結される売買、賃貸、請負等の契約等に関する事務であって、離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求・依頼してはならないとされています。

また、職員は再就職者による依頼等があった場合、公平委員会に届け出なければならないとされています。

本組合では適正な退職管理のため、石巻地区広域行政事務組合職員の退職管理に関する規則を定め、職務の公平な執行及び住民の信頼確保に努めています。

8 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況

ア 集合研修

区分	内容	受講者数
階層別研修	初任科研修、幹部研修、監督者研修、管理者研修等	21人
専門研修	契約事務研修、条例・規則作成研修、ハラスメント防止指導者養成研修、各種消防研修等	76人
特別研修	普通救命講習、安全運転研修、管理職特別職研修等	202人

イ 派遣研修

区分	内容	受講者数
派遣研修	救急救命士養成研修、各種資格取得講習等	61人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況

区分	受診者数
定期健康診断	292人
人間ドック	102人
胃がん検診	159人
大腸がん検診	166人
乳がん検診	6人
子宮がん検診	11人
結核検査	292人

(2) 公務災害補償の状況

加入団体	区分	認定件数			計
		理事会の事務部局	監査委員の事務部局	消防の事務部局	
地方公務員災害補償基金宮城県支部	公務災害			3件	3件
	通勤災害				0件
計		0件	0件	3件	3件

10 公平委員会の業務の状況に関する宮城県人事委員会からの報告

(1) 職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定及び必要な措置

事案名	措置要求年月日	措置要求者	要求の概要	処理年月日及び処理経過等
該当なし				

(2) 職員に対する不利益処分についての審査請求に対する採決、決定等

事案名	審査請求年月日	審査請求人	処分者	処分の内容	処分理由	処理年月日及び処理経過等
該当なし						

(3) 職員の苦情相談

受付年月日	相談方法	相談区分	処理区分	備考
R4. 9. 2	面談	給与関係	当局へ伝達	

(4) 管理職員等の範囲の指定

- ア 管理職員等の範囲を定める規則による指定の有無 有り
イ 管理職員等の範囲の変更件数 0件

(5) 職員団体の登録、変更登録、登録取消等

職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	年度中の変更登録状況	備考
石巻地区広域行政事務組合職員労働組合	H6. 11. 29	石巻市	有り	役員変更	

(6) 再就職者から依頼等を受けた職員による届出

受付年月日	依頼等の行われた日時	依頼等の内容	備考
該当なし			